

「教育改革国民会議中間報告」について(見解)

二〇〇〇年九月二七日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

森首相の私的諮問機関「教育改革国民会議」(以下、「国民会議」)は九月二二日、「中間報告―教育を変える十七の提案―」を発表しました。

あいつぐ少年事件や「学級崩壊」、増え続ける校内暴力や依然として深刻ないじめ、不登校、高校中退など、子どもと教育をめぐって国民の多くが心を痛め、学校を教育をなんとかしたいという願いを強めています。こうした国民の思いに添えるかのように「国民会議」が登場し、七月末発表の分科会報告や今回の中間報告をめぐってマスコミも大きくとりあげてきました。しかし、発表された中間報告はこの間の経過も含め、国民の願いに添えたものとはとうていいえません。同時に、看過できないきわめて重大な問題点を含んでいます。

一、はじめに、「国民会議」がどういう政治的意図をもって登場し、どんな「教育改革」を提案しているかという問題です。

「国民会議」は、小渕前首相の昨年九月の自民党総裁選での「教育に関する基本法の問題もあると思う」という発言を発端とした、「基本法見直しを首相の意向」として発足したものです。これを引き継いだ森喜朗首相は「神の国」発言や教育勅語礼賛をくり返し、臨時国会の所信表明演説で、「来年の通常国会を『教育改革国会』と位置付け、直ちに取り組むべき課題について、一連の教育改革関連法案を提出したい」「教育基本法の見直しについては、(国民会議の)最終報告を受けて、中央教育審議会などで幅広く国民的な議論を深め、しっかりと取り組んで成果を得たい」などと述べています。この報告を利用して「教育基本法の改悪」に踏みだそうとすることはあきらかです。

「日本の教育は、今、大きな岐路に立っており、このままではたちゆかなくなる危機に瀕している」と中間報告は述べていますが、ここにはなぜこうした「危機」が生み出されたかの分析はありません。「従来の教育システム」が「時代の流れにとり残されつつある」と述べ、暗に教育基本法にもとづく諸制度にその原因があるかのように問題をすり替えています。その上で、各委員の持論を寄せ集めたものを「教育を変える十七の提案」としていますが、この「教育改革」にみられる特徴はきわめて復古的反動的主張と臨教審以降の新自由主義的政策の焼き直しとの合体であり、現場の実態をふまえた科学的分析と整合性ある提案とはとてもいえません。

二、中間報告の最大の問題点と危険性は、教育基本法に対する「見直し・改正」への異常な執念です。

「教育基本法の在り方については、教育改革国民会議にとどまらず、幅広い視点からの国民的な議論が必要であり、『中間報告』を機に各方面で様々な議論が行われることを希望する」とし、「教育基本法には一切触れないと『タブー視』する必要はない」「教育基本法は必要に応じて改正されてしかるべきである、という意見が大勢を占めた」と中間報告は述べています。

中間報告発表後、ある委員は、「全体会では詰めた議論はされていない。やはり、さきに基本法改正・見直しありきだった」「積極的に改正を主張していたのは数人だけだ」と述べています。マスコミも、「(七月の分科会報告に関して)執筆者の『判断』であえて『改正』を押し出した背景に、『政治的意図』を読み取る関係者は多い」と報道しています。

七月の第一分科会報告では、「戦後の教育の歴史は教育基本法の歴史でもある」と述べていましたが、事実は「教育基本法の理念と精神を踏みにじってきた」歴史ではなかったのでしょうか。教育の目的が「人格の完成」にあるとした教育基本法の理念、「教育の機会均等」「教育行政の教育内容への不介入」の原則を戦後のごく一時期を除き、残念ながらことごとく蹂躪し、財界の「数パーセントのエリートと安上がり労働者」育成策に教育政策を従属させ、管理、競争、つめこみで子どもたちに大きなストレスをかけ教育をゆがめてきた、その結果が現在の「子どもと教育の危機」を招く根底にあるのではないのでしょうか。

そうした戦後教育をおしすすめた政府・自民党へ批判を向けるのではなく、踏みにじられた教育基本法にその責を求め、「戦後教育の在り方に関して根本的な議論を行う際に、教育基本法について議論することは避けて通れない」「教育基本法に触れることなく改革の議論を行うことはもはやできない」などと強弁するのは見当違いもはなはだしいといわなければなりません。

三、「教育基本法の見直し」と並んで重大なのは、「奉仕の義務化」の提案です。

「人間性豊かな日本人を育成する」ために「学校は道徳を教えることをためらわない」として、中間報告は、小学校に「道徳」、中学校に「人間科」、高校に「人生科」などの教科を設け、「小・中学校では二週間、高等学校では一か月間、共同生活などによる奉仕活動」「将来的には、満十八歳の国民すべてに一年間程度、義務付けることを検討する」と提案しています。

これは、「国家への奉仕」の義務づけであり、現代版「徴兵制」「勤労働員」そのものといえます。日本国憲法の「苦役の禁止」(第十八条)に抵触するきわめて重大な問題点を含んでいます。

奉仕活動・ボランティア活動は本来自主的なものであり、教化・強制の「義務化」では自立心や社会性は育ちません。また、「徳目」の一方的注入や奉仕の強制からは人格は育ちません。子どもどうしや大人との豊かなふれあいのなかで、

権利の主体として学校・家庭・社会に居場所があり、人間性が尊重されるところから、子どもたちは市民的モラルを学んでいきます。子どもたちは、心やさしく豊かに発達・成長する可能性をもっています。このことは、阪神大震災や愛知の水害などにおける、高校生を含む若ものたちの自主的なボランティア活動がみごとに示しました。

四、子ども・人間のとらえかたと教育制度にかかわっても重大な問題点があります。

中間報告は「日本人は(中略)自分自身で考え創造する力、自発性と勇氣、苦しみに耐える力、他人への思いやり、自制心を発揮する意思を失っている」と述べ、分科会報告には「子どもはひ弱で欲望を抑えきれず」とありました。ここにみられる「子ども観・人間観」は、きわめて一面的・固定的であり、子どもの成長・発達に信頼を寄せないものです。

こうした子ども観にたった「問題を起こす子どもへの対応をあいまいにしない」「問題を起こす子ども以外の子どもたちの教育環境を守る」という提案は、「問題を起こす子ども」と「それ以外の子ども」に二分し、それぞれ別々の「教育メニュー」を与えようというものです。これでは子どもたち相互の友情・連帯・激励のなかですこやかな成長を保障することにならないだけでなく、「問題を起こす子ども」の苦悩を理解し立ち直らせることにも役立たないでしょう。子どもたちの困難がとりのぞかれるどころか、新たな困難をもたらすものといえます。ここには、これまで一貫して政府・自民党がおしすすめてきた能力主義教育を正当化し、いっそう徹底することを求める国民会議の意図があらさます。

中間報告は、こうした「子ども観」をもとにして、さらなる「教育・学校の複線化」を提案しています。

「戦後の日本の教育は、『他人と違うこと』『突出すること』をよしとしなかった。しかし、『誰でも同じに』では、結局、一人ひとりの個性の発揮を停滞させ、ひいては社会を牽引するリーダーが生まれなくなってしまう」「健全な競い合いを促進することが、教育システムの変革にとって不可欠である」と中間報告は強弁しながら、「一律主義を改め、個性を伸ばす教育システム」の導入として、「五歳から七歳までの幅の中での義務教育開始年齢の弾力化の検討」、あるいは「特定の教科の学年を越えた習熟度別学習システムの導入」「大学入学年齢制限の撤廃」「公立学校の半分程度の中高一貫教育校化」「大入試の多様化」などを提案しています。ここには為政者側の「リーダー育成に関する」深い危機感があります。これは教育基本法の「教育の機会均等」を蹂躪するものであり、すべての子どもにゆたかな学力保障をと願う父母・国民の切実な思いを裏切るものです。

これらの提案は、これまで自民党政府・文部省がすすめてきた、差別・選別の能力主義教育をいっそうおしすすめ、早期からの子どもの棲み分けを徹底させるものです。「中学卒業段階で早くも、将来、社会を指導するエリートと、『健全な職業観』を備えた圧倒的多数の国民への道を分けるシステムを用意しようというものだ」というマスコミの指摘はその本質を衝いています。

五、中間報告は「教師評価・学校評価」についても提案をおこなっています。

「顕著な効果を上げている教師に、『特別手当』などの金銭的処遇、準管理職扱いなどの人事上の措置、表彰」、一方、「効果的な授業や学級運営ができないという評価」のある教師について、「他職種への配置換え」「最終的には免職などの措置」、「免許更新制の可能性を検討」「学校の特徴を出すという観点から、外部評価を含む学校の評価制度の導入」「通学区域の一層の弾力化を含め、学校選択の幅を広げる」「学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を」などです。ここには、子どもと教育の困難の打開のために真つ正面からとりくんでいる教職員や学校に対し徹底した不信任を国民の間におおきく、教職員の自主的権限をとりあげ、教職員を競争原理の積極的担い手にしようとするねらいがあります。

また、父母・教職員の切実な願いである「三〇人学級」「私学助成の充実」の声に応えるのではなく、「生活集団と学習集団を区別し、教科によっては小人数や習熟度別学級編成を」「新しいタイプの教育を実現するための私学助成を充実」「厳格な評価に基づき削るべきは削り、改革に積極的なところへより多くの財政支援を」など、より徹底した差別・選別の教育のための「効率」をあげさせる学校間競争をおおきく、そうした意図に添ったところのみ「援助」するという「選別支援」が明らかです。「重要なことは、旧態依然とした組織や効果の上がついていない施策をそのまま放置して、貴重な税金をつぎ込むべきではない」「適切な評価を行うことで健全な競い合いを促進」と「安上がりの教員政策」のなかでの競争をしくむといったねらいはあからさます。

こうした学校や教職員に対する非難や「提案」は苦闘する教職員を励まさないだけでなく、学校や教職員を効率の競い合いにかりたて、子どもの立場からますます隔離させるものとなります。子どもたちの苦悩がみえなくなり、管理主義へと追い込み、教育の危機をますます深くするものといえます。

子どもと教育の危機打開のために、憲法と教育基本法・子どもの権利条約の理念を高く掲げ、その実現のために父母・地域住民・教職員が力を寄せ合うことが今、求められています。

「教育は、国民のために行われるものでなくてはならない。国民ひとりびとりの人格の完成をめざし、その教養と徳性の向上を図る教育が行われなければならないのであって、単に国家そのものの発展とか、ある一部の者の利益のために教育目的が立てられてはならないのである。国民のすべてに教育を受ける機会が与えられ、国民各々の能力に応じた教育が国民すべてに行きわたるように、最善の努力が払われなければならないのである」(一九四七年発行、文部省・教育法令研究会『教育基本法の解説』第十条の解説から)。

私たちは、日本国憲法・教育基本法や子どもの権利条約についての「総学習運動」をすべての地域・職場から展開しながら、全教の提唱する「子どもたちが人間として大切にされる学校と教育、社会の実現をめざす教育国民大運動」を軸に子どもと教育の危機を打開する運動をすすめることをあらためて表明するものです。